



通商産業省

平成09・03・18資第43号

平成9年7月22日

原子力委員会委員長 殿

通商産業大臣



東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号、
4号、5号及び6号原子炉施設の変更）について（諮問）

東京電力株式会社取締役社長 荒木 浩 から平成9年3月18日付け原管発官8第267号（平成9年6月23日付け原管発官9第126号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）

第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 発電所敷地面積について、国土調査等の実績を反映する。
- (2) 1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉の復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置から発生する使用済樹脂の処理方法に、1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉共用の雑固体廃棄物焼却設備において焼却する処理方法を追加し、それに伴い、既設の1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉共用の洗濯廃液使用済樹脂貯蔵タンク2基のうち1基を、1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉共用の焼却処理用の使用済樹脂一時受タンクとして使用する。
- (3) 2号炉既設の再生廃液系の蒸発濃縮装置2基のうち1基を、1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉共用の洗濯廃液系に移設し、使用する。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 発電所敷地面積について、国土調査等の実績を反映する。
- (2) 1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉の復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置から発生する使用済樹脂の処理方法に、1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉共用の雑固体廃棄物焼却設備において焼却する処理方法を追加し、それに伴い、既設の1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉共用の洗濯廃液使用済樹脂貯蔵タンク2基のうち1基を、1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉共用の焼却処理用の使用済樹脂一時受タンクとして使用する。
- (3) 2号炉既設の再生廃液系の蒸発濃縮装置2基のうち1基を、1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉共用の洗濯廃液系に移設し、使用する。



これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 発電所敷地面積について、国土調査等の実績を反映する。
- (2) 1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉の復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置から発生する使用済樹脂の処理方法に、1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉共用の雑固体廃棄物焼却設備において焼却する処理方法を追加し、それに伴い、既設の1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉共用の洗濯廃液使用済樹脂貯蔵タンク2基のうち1基を、1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉共用の焼却処理用の使用済樹脂一時受タンクとして使用する。
- (3) 2号炉既設の再生廃液系の蒸発濃縮装置2基のうち1基を、1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉共用の洗濯廃液系に移設し、使用する。

本工事に必要とされる資金は、自己資金及び一般借入金により調達される計画であり、申請者にはその経理的基礎があるものと認められる。